

## 《空き家情報バンク等処分補助金》

- (1) 対象となる方
- ・空き家情報バンクに登録された空き家の所有者
  - ・空き家情報バンクに登録を希望する所有者  
(市が空き家情報バンクに登録できると判断した場合)
  - ・地域づくり組織が管理する空き家の所有者等
  - ・市税の滞納のない方・過去にこの補助金を受けていない方
- (2) 対象となる経費
- ・ごみ等の処分※(4)注意事項参照) や家電リサイクル法に指定された家電製品の処分にかかる経費
  - ・仏壇等の撤去や家財の移設にかかる経費
- (3) 補助金の額 補助対象経費の合計金額の2分の1 最大10万円
- (4) 注意事項
- ・ごみ等の処分を第三者に委託する場合は、市内に本社、支社等を有する法人、市内で事業を営む個人事業者または地域づくり組織に委託すること  
(廃棄物の収集運搬については、市内事業者で、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者であること) ※業者については、下記までお問い合わせください。

## 《申し込み手続きの流れ》

### (1) 補助金の申請

【必要な書類】 補助金交付申請書 (様式第1号)

《添付書類》 1 誓約書 (様式第2号)

2 補助対象経費の内訳が確認できる領収書等

3 家財道具等の処分等前後の写真

4 市税等完納証明書又は市税の未納がないことが分かる証明書

※中津川市外在住の場合、現住所地と中津川市両方での証明が必要です。

5 その他市長が必要と認める種類

※証明書は3カ月以内に取得したものを提出してください。

### (2) 交付決定通知書の送付

市は申請内容を確認し補助金の対象となると、ご本人様に通知します

### (3) 補助金の交付請求

【必要な書類】 補助金請求書 (様式第4号)

預金通帳のコピー (補助金振込先の口座番号、フリガナの分かる部分)

\*\*\*お問い合わせ\*\*\*\*\*

中津川市役所 市民部地域づくり協働課

電話 0573-66-1111 (内 4507)

\*\*\*\*\*